

労働運動研究討論集会実行委員会学習会  
地方の非正規公務員の処遇改善を如何に実現するか

～ 都労連の取組から ～

1 都における非常勤職員の処遇改善の取組

2014年確定闘争における非常勤職員制度見直し交渉

従来の都における特別職非常勤制度

- ・「専ら都行政の業務に従事」する「専務的非常勤」
- ・「高度な専門的業務に従事」する「専門的非専務的非常勤」
- ・「その都度の業務に従事」する「臨時的非常勤」

⇒上記3類型は、いずれも地方公務員法3条3項3号に基づく特別職非常勤

2014年7月総務省通知

都側 地公法17条を根拠とする一般職としての任用を検討する意向

都労連 直ちに労使交渉事項とすること

都側 一般職としての任用を検討するにあたり、その勤務条件については都労連との協議事項とする

⇒都労連として非常勤職員制度に関する交渉権を確立

都側当初提案

- ①一般職非常勤の職の基準は概ね月16日かつ日7時間45分勤務の職
- ②選考は公募を原則
- ③休暇等は概ね専務的非常勤の水準を確保し一部を拡充
- ④個々の非常勤職を詳細に分析し一般職非常勤と特別職非常勤の職を判断

交渉における最終回答の主な内容 ※休暇制度等別紙参照

- ①行政実例において特別職と明示されている職またはそれに類すると認められる職以外は一般職非常勤として類型化
- ②公募によらない4回の更新限度に達した職員が、公募に応募して能力実証の結果、再度任用されることは妨げない
- ③営利企業の従事制限について、法の趣旨を損なわない範囲で、弾力的に行う
- ④報酬については常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の報酬額を基準として、各年度の4月1日に常勤職員の給与の改定率により決定する

⇒報酬額大幅引き上げ、手当支給、昇給制度導入、さらに、雇用期間の定めのない任用とすることや、4回までとしている更新回数制限を撤廃することなどの要求は実現せず、取組継続。

## 2 報告書並びに改正法案の概要

### (1) 総務省研究会報告書 2016年12月27日

- ①特別職非常勤については専門性の高い者（委員・顧問等）に限定する
- ②臨時的任用職員の任用は常勤の職に欠員が生じた場合だけに限定する
- ③上記以外はすべて一般職非常勤に移行する
- ④労働者性の高い者が類型化される一般職非常勤について、常勤職員同様給料及び手当を支給できるよう給付体系を見直し、通勤手当、超過勤務手当、退職手当、期末手当を支給できることとする
- ⑤具体的な実施に向け2年間程度の準備期間を設けることが必要

### (2) 地方公務員法・地方自治法等改正法案 2017年3月7日閣議決定・国会提出

「会計年度任用職員（仮称）の任用等に関する規程を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保する」

#### ①会計年度任用職員 地公法改正法案 「22条の2」新設

- ・一会計年度を超えない範囲で設置される一般職非常勤地方公務員
- ・採用方法は競争試験又は選考による
- ・任期は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間

22条の2 1項1号 常勤職員と比して勤務時間が短い（パートタイム）

1項2号 常勤職員の勤務時間と同一（フルタイム）

7項 条件付採用期間について1月

#### ②特別職の任用及び臨時的任用の適正の確保

- ・一般職以外の特別職非常勤について「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職」の範囲は、専門的な知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断等を行う者に限定 地公法改正法案3条3項3号
- ・臨時的任用について「緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合」に該当することに加え、「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」に該当することを要件に追加して、限定 地公法改正法案22条の3（新設）

#### ③地方自治法改正法案

「会計年度任用職員」のうち

パートタイム 期末手当の支給を可能とする 自治法改正法案203条の2 5項

フルタイム 給料、手当及び旅費の支給対象明確化 自治法改正法案204条1項

⇒いずれも施行期日は「平成32年4月1日」 準備期間3年

## 3 問題点

(1) 特別職非常勤及び臨時的任用を限りなく限定 ⇒ ほとんどの非常勤が一般職化

⇒ 既に一般職非常勤制度を持つ都においても、①任用根拠の変更、②月あたりの勤務日数を基準として一般職・特別職を区分、13日勤務特別職非常勤や学校時間講師等については特別職から見直す必要、③現在、賃金職員（アルバイト）について臨時的任用としていることも再検討を要する（一般職非常勤化？）

⇒ 労組法上の労働組合結成・加入ができる特別職非常勤の労働基本権が剥奪・制約される。都の各単組では、これまでの再雇用職員や特別職非常勤は、多く特別組合員として組織。公務員労働者の労働基本権回復のための闘い強化が喫緊の課題。

(2) 「会計年度任用職員」の給料・手当支給について、改正法案は報告書より後退

⇒ 「フルタイム」はそれらを「支給しなければならない」とされるが、都においても他の自治体においても、「フルタイム非常勤」は皆無？（?）

⇒ 一方で、ほとんどの非常勤職員が「パートタイム」であるが、「期末手当」について「支給できる」とする「できる」規定であり、各自治体労使で対応ばらつくことが必至

(3) 非常勤職員の手当支給ができるとしても、地方交付税等による財政措置は未定

⇒ 都においても、特別職非常勤・アルバイトについて、一般職化による対応となれば、一般職非常勤職員自体の増大は必至、このため、都に限らず、むしろ非常勤職員の削減や雇止めの多発の危惧

(4) 報告書では準備期間「2年」とされたが、改正法案は「3年後施行」と後退

⇒ 仮に改正法案が成立するとして、既に一般職化している都においては、常勤職員との均等待遇を進める手当支給等について、塩漬けさせない取組が必要